（様式２）

令和　年　月　日

誓　約　書

大館市長　福　原　淳　嗣　様

住　　　　所

商号又は名称

氏　　　　名　　　　　　　　　　㊞

下記の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

ア　令和元・２年度大館市有資格業者登録名簿（建設工事（造園））に登載されていること。

イ　秋田県内に本社、支社、事業所（以下「事業所等」という。）のいずれかを有すること。

ウ　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による建設業の許可（造園工事）を受けていること、かつ、当該許可業種について、請負契約を締結する日の１年７月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査を受けていること。

エ　本工事に関して、次に掲げる技術者を配置できる者であること。

　　　　・一級又は二級造園施工管理技士

　　オ　本工事を行う者に選定された場合、本工事を履行期間内に行うことが可能な体制を有し、企画

提案書関係書類等を提出した時点において配置されていた全ての技術者が本工事の完了まで継

続して本工事を行うことができる者であること。

カ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定のいずれにも該当しない者であること。

キ　会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項及び第2項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

ク　大館市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者ではないこと。なお、参加申込書を提出した日から契約締結までの間に、大館市から指名停止を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。